

NewsLetter

TEL 03-5210-2181 FAX 03-5210-2184 <https://www.kokudo.or.jp>

浜松市の区再編が正式決定

2023（令和5）年2月22日、浜松市議会本会議において「浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例」が議決・公布され、区再編における区域及び再編後の区の名称等が正式に決定しました。

行政 区	2023 年 12 月 31 日まで	2024 年 1 月 1 日から	
	中区	⇒	中央区
	東区		
	西区		
	南区		
	北区（三方原地区※）	⇒	浜名区
	北区（三方原地区※以外）		
	浜北区		
	天竜区	⇒	天竜区（区域の変更なし）

※三方原地区：初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町（浜松市HP「行政区の再編について」より）

浜松市は2024年1月1日より、従来の7区から3区に再編されます。

■なぜ、区再編が必要なのか

現在自治体を取り巻く状況には、人口減少や少子高齢化の進行、激変する社会経済状況や市民ニーズへの対応、デジタル化の急速な進展などがあげられます。これらにあわせ、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するために、行政運営体制を見直す必要があります。

そんな中、浜松市を取り巻く現状・課題には、人口減少・少子高齢化をはじめ、インフラ改修・更新経費、社会保障費の増大、税制健全化の必要性など様々なものがあります。区の再編は、これらの課題を直接解決するものではなく、このような環境変化に対応するため、行政組織の見直しを行うものです。

具体的には、政令指定都市は地方自治法により2つ以上の「区」を設置することが義務付けられ、区単位で戸籍・住民基本台帳や選挙管理委員会に関する事務などを行う必要があります。そのため同一・均一的な事務であるにもかかわらず、所管区域ごとに固定的な業務が生まれ、それに携わる職員の配置が必要となっています。区再編により、法律で設置が義務付けられている区役所の数を削減し、行政センターで区役所と同等のサービスを提供するなど、市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築することで、時代の変化に合わせた柔軟で効率的な組織運営と住民サービスの向上を図ることが目的です。

庁舎	2023 年 12 月 31 日まで		2024 年 1 月 1 日から		場所	
	名称		名称			
庁舎	中区役所	⇒	中央区役所	中央区	変更なし	
	東区役所	⇒	東行政センター			
	西区役所	⇒	西行政センター			
	南区役所	⇒	南行政センター	浜名区		
	浜北区役所	⇒	浜名区役所			
	北区役所	⇒	北行政センター			
	天竜区役所	⇒	天竜区役所	天竜区		

（浜松市HP「行政区の再編について」より）

区役所は3つになります。区役所とならない旧区役所庁舎（東・西・南・北区役所）は「行政センター」となりますが、区役所と同じサービスを提供します。

消費税のインボイス制度への対応について

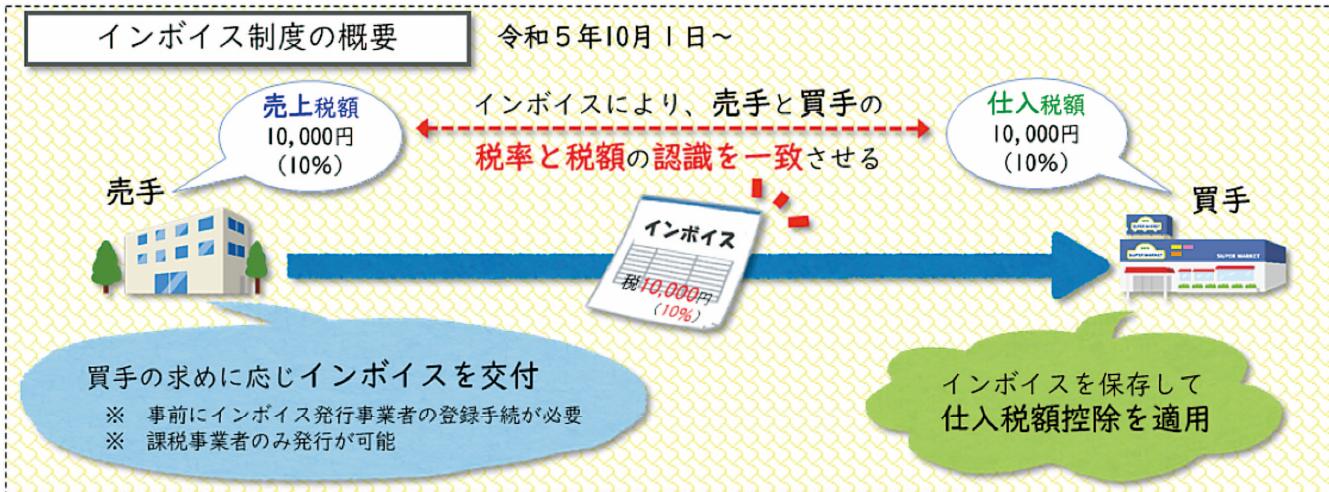
ニュースレターでは、10月に迫ってきたインボイス制度施行について、国税庁より寄稿をいただきました。ここにご紹介いたします。

1 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要等

インボイス制度は、本年10月から始まる複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、インボイス制度の下では、仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか「インボイス」等の保存が必要となります。

インボイスとは、売手が買手のために正確な適用税率や消費税額等を伝える手段であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書などをいいます（図1）。

（図1）インボイス制度の概要



2 インボイス発行事業者の登録要否の検討と登録申請手続

（1）インボイス発行事業者となるかどうかの検討

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であり、売上先がインボイスを必要とするか、申告に係る事務負担がどの程度あるのかといった点を踏まえて検討する必要があります。

（2）登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者（課税事業者に限ります。）は、登録申請書を提出する必要があります。

制度開始日（本年10月1日）からインボイス発行事業者となるためには本年9月30日までに申請する必要があります。ただし、申請してから登録通知が届くまで一定の処理期間を要しますので、登録をお決めになられた方は、お早めの申請をおすすめします。

制度開始後に登録申請を行うことも可能です。免税事業者が制度開始後に登録を受ける場合、令和11年9月30日の属する課税期間までの間は、登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）から登録を受けることができる経過措置が設けられています。

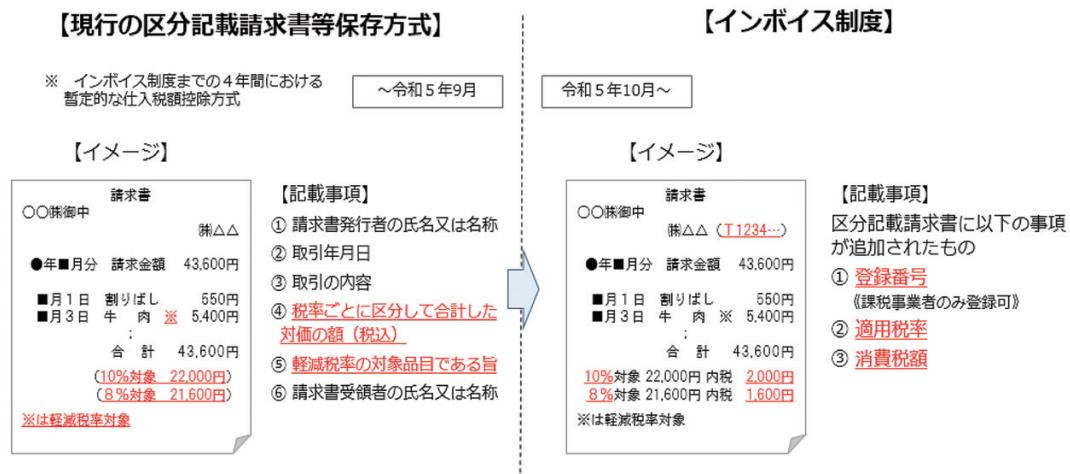
3 インボイス制度に向けた準備

（1）売手の留意点

インボイス発行事業者には、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、インボイスを交付する義務と交付したインボイスの写しを保存する義務が課されます。

インボイス発行事業者となった場合、取引ごとにどのような書類を交付しているか確認し、どのように見直せばインボイスの記載要件を満たせるかについて検討する必要があります（図2）。

(図2) 区分記載請求書とインボイスの記載事項



(2) 買手の留意点

必要に応じて、仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるか事前に確認し、仕入先がインボイス発行事業者となる場合は何をインボイスとするか、認識を統一することが考えられます。

また、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿とインボイスの保存が必要となるので、免税事業者や消費者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

4 令和5年度税制改正について

インボイス制度についての主な改正内容は以下のとおりです（詳しい内容は国税庁ホームページ参照）。

(1) 2割特例

本年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者がインボイス発行事業者となる場合には、その課税期間における納付税額を売上税額の2割（課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とされます。）とする経過措置が設けられました。

(2) 少額特例

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下である事業者が、本年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額（税込）が1万円未満である場合には、インボイスの保存がなくても、一定の帳簿のみの保存により、仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられました。

(3) 少額な返還インボイスの交付義務免除

値引きや返品、割戻しなど、売上に係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合に、返還インボイスの交付義務が免除されます。

※ 本文は令和5年4月時点の法令等に基づき記載しています。



令和5年度税制改正
国税庁ホームページ

第40回 地図地理検定のご案内

主催(一財)日本地図センター、(公財)国土地理協会

(1) 試験日 : 2023(令和5)年11月12日(日)予定

(2) 試験時間／問題数

地図地理検定(基礎) : 13:30~14:20・全問択一式、100点満点

地図地理検定(専門) : 15:00~16:00・択一式15問、記述式9問、100点満点

(3) 実施都市 札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡

(4) 受検資格 どなたでも受検できます。年齢等、一切の制限はございません。



地図地理検定

検索

日本列島 離島巡り

今回は離島巡りとして東京都八丈島をご紹介します。八丈島は、羽田空港から290km、飛行機ならわずか1時間ほどで行くことができる常春の島です。黒潮の影響で温暖かつ、島としては珍しい豊かな水に恵まれています。降雨と光のおかげで虹がよく出るので「虹の島」とも言われます。人口は約7千人、島を一周できる「八丈一周道路」の全長は約45kmです。

八丈島の西山は標高854mで伊豆諸島最高峰です。山頂から裾野へ広がりを見せるその姿は、まるで富士山のようで八丈富士と呼ばれています。7合目までは車で登り、そこから1280段の階段を上ると「お鉢めぐり」ができます。山頂にはぽっかりと空いた断崖絶壁の火口があり、その中に生い茂る樹木や池を見下ろしながら約1時間かけて火口を一周できます。稜線を歩くのはかなりの迫力があります。



八丈富士



八丈富士縦線

東に位置する三原山は、10万年以上も前に誕生した標高700mの火山です。樹木が鬱蒼と茂る渓谷に囲まれており、自然の力強さを感じられます。三原山の麓でポットホールを見ることができます。ポットホールとは、岩盤を流れる水路にできる穴(くぼみ)のことで、小さな穴に偶然溜まった小石が水流で回転し、長い年月をかけ徐々に穴が大きく深くなったものです。2016年、末吉の森の奥深くにあるポットホールは八丈町の天然記念物に指定されています。



ポットホール

櫻立エリアの海辺にある乙千代ヶ浜海水浴場には、三方を囲われた海水タイドプールがあります。人工的に囲われたタイドプールには、小魚がたくさん泳いでいて観察するのも楽しいです。深いところで2mほど、海面まで囲いがあるので大きな波は入ってきません。潮の流れが速い外海で泳ぐより、岩に囲まれた小さな入り江は安全です。



乙千代ヶ浜タイドプール

ワイルドな八丈島ですが、飛行機で比較的気軽にいくことができるをお勧めです。

ニュースレター等に関するお問い合わせは

公益財団法人 国土地理協会 〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3番1号

TEL 03-5210-2181 FAX 03-5210-2184

URL <https://www.kokudo.or.jp>